

公益社団法人日本老年精神医学会

日本老年精神医学会認定専門心理士制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、老年精神医学分野における心理的支援やアセスメント等の老年心理学に関する専門知識と技能、および倫理観を備えた専門家を養成し、わが国における老年心理学の発展、ならびに医療・保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 日本老年精神医学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、老年精神医学における心理士制度を設け初級資格である本学会認定専門心理士（以下、専門心理士）を認定する。
- 第3条 本制度の維持と運営のために本学会心理士認定委員会（以下、心理士認定委員会）を設け、専門心理士を審議し、かつ認定するための規則を定める。なお、本学会認定上級専門心理士（以下、上級専門心理士）については、別途日本老年精神医学会認定上級専門心理士制度規則を定めるものとする。

第2章 専門心理士の資格

- 第4条 専門心理士は、次の各項の条件を満たさなければならない。
1. 臨床心理士・公認心理師の資格を有する者。
 2. 1. の資格を持たない場合は、次の書類を提出し、心理士認定委員会による審査において受験資格を認められた者。
 - i. 実務・教育経験証明書（施設、団体、機関等において申請書提出期間の最終日より過去10年間において3年以上の実務経験、または高齢者に関する分野の教育経験を有することを証明する実務・教育経験証明書）
 - ii. 日本老年精神医学会学術集会、または、本学会における所定の講習会等の参加証明書2回分
 3. 心理士認定委員会の心理士認定試験および審査に合格すること。

第3章 心理士認定委員会

- 第5条 専門心理士および上級専門心理士の認定および関連する業務を遂行するために心理士認定委員会を設置する。
1. 心理士認定委員会には委員長1名、委員若干名をおく。
 2. 委員長は、理事会が選出し、理事長が委嘱する。
- 第6条 委員長は、必要に応じて心理士認定委員会を招集することができる。
- 第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 専門心理士認定試験および認定方法

- 第8条 認定試験は、筆記試験とする。
- 第9条 認定試験の実施にあたっては、別途細則に定める。
- 第10条 認定試験を希望する者は、次の各項に定める書類を心理士認定委員会に提出しなければならない。

1. 日本老年精神医学会認定専門心理士認定試験受験申請書（様式 1）
2. 臨床心理士または公認心理師の認定証（写し）
3. 2. を持たない場合は、実務・教育経験証明書（様式 2）、勤務先所属長による推薦書（様式 3）、および学術集会等参加証明書（様式 4）
4. 審査料振込証明書（写し）

第 11 条 認定試験の合格者は、総会、本学会ホームページ、本学会準機関誌「老年精神医学雑誌」等において公示する。

第 12 条 本学会理事長は、認定試験合格者に対して、理事会の議を経て専門心理士認定証を交付する。なお、認定試験合格者は専門心理士認定証の交付を受ける際に、別に定める心理士認定料を納入しなければならない。

第 5 章 専門心理士の資格更新

第 13 条 専門心理士の資格は、5 年ごとに更新するものとする。

第 14 条 専門心理士の資格更新を行おうとする者は、次の各項に定める書類を最終年度に心理士認定委員会に提出しなければならない。

1. 日本老年精神医学会認定専門心理士資格更新申請書（様式 5）
2. 日本老年精神医学会認定専門心理士資格更新取得単位証明書（様式 6）
3. 更新料振込証明書（写し）

第 6 章 専門心理士の資格の喪失・取消

第 15 条 専門心理士は次の理由により、心理士認定委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して心理士としての資格を辞退したとき。
2. 専門心理士資格更新手続きを故意に経なかったとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。

第 16 条 本学会理事長は、心理士としてふさわしくない行為のあった者に対して、心理士認定委員会および理事会の議を経て、専門心理士の資格を取り消すことができる。

第 7 章 規則の変更

第 17 条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附 則

第 1 条 本規則は 2018 年 2 月 9 日から施行する。

第 2 条 本規則の施行についての細則は別に定める。

公益社団法人日本老年精神医学会

日本老年精神医学会認定専門心理士制度規則施行細則

- 第 1 条 日本老年精神医学会認定専門心理士制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。
- 第 2 条 心理士認定委員会の事務は、公益社団法人日本老年精神医学会事務局において行う。
- 第 3 条 本学会認定専門心理士（以下、専門心理士）の申請の期限は次のとおりとする。
1. 専門心理士の申請受付は、原則として7月上旬から2ヶ月程度とする。
 2. 1. の申請書類は、正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて本学会心理士認定委員会まで郵送するものとする。
- 第 4 条 すべての審査は、申請年度の3月上旬までに原則終了するものとする。
- 第 5 条 専門心理士の審査料、認定料、更新料は次のとおりとする。
1. 審査料 10,000 円
 2. 認定料 20,000 円
 3. 更新料 10,000 円
- 第 6 条 本細則を変更するには、心理士認定委員会の議決により、理事会の承認を受けなければならない。

日本老年精神医学会認定専門心理士制度における専門心理士の 過渡的(暫定)措置に関する細則

- 第 1 条 日本老年精神医学会認定専門心理士制度の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、本学会認定専門心理士（以下、専門心理士）の認定については以下に定める過渡的（暫定）措置を講ずる。
- 第 2 条 本措置の運営は、心理士認定委員会がこれを行う。
- 第 3 条 本措置による専門心理士の認定を希望する者は、本学会の会員であり、心理士認定委員会ならびに理事会が認める者でなければならない。
- 第 4 条 本措置による専門心理士の認定
1. 以下に定める書類を提出すること。
 - 1) 日本老年精神医学会認定専門心理士受験申請書（様式 1）
 - 2) 日本老年精神医学会認定専門心理士実務・教育経験証明書（様式 2）
 - 3) 勤務先所属長による推薦書（様式 3）
 - 4) 学術集会等参加証明書添付様式（様式 4）
 - 5) 臨床心理士、または公認心理師の認定証（写し）（保有者のみ）
 - 6) 審査料振込証明書（写し）
 2. 本制度による専門心理士の審査は毎年 3 月上旬までに終了する。
- 第 5 条 本学会理事長は、心理士認定委員会において専門心理士の資格ありと認められた者に対し、理事会の議を経て専門心理士認定証を交付する。
- 第 6 条 本措置における審査料および認定料は次のとおりとする。
1. 審査料 10,000 円
 2. 認定料 20,000 円
- 第 7 条 認定の更新
- 本措置により認定された専門心理士は、その継続を希望する場合には、5 年後に日本老年精神医学会認定専門心理士制度規則第 13 条および第 14 条に定める手続きを経て、認定の更新を受けなければならない。
- 第 8 条 資格の喪失
- 過渡的措置による専門心理士の資格の喪失については、日本老年精神医学会認定専門心理士制度規則第 15 条および第 16 条に準ずる。
- 第 9 条 本細則の発行および改廃
- 本細則は 2018 年 2 月 9 日をもって発効し、2022 年 3 月 31 日を以って廃止される。なお、改正にあたっては理事会の議を経なければならない。

公益社団法人日本老年精神医学会

日本老年精神医学会認定専門心理士の認定更新に関する事項

- I. 認定更新に必要な5年間に取得すべき総単位数は20単位とし、そのうち10単位以上は本学会の企画した学術集会、本学会主催の講習会等への参加、または本学会機関誌への論文掲載により取得したものとする。なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

また、更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が20単位に満たない場合は、延長申請書を提出することができるが、原則2年度以内に更新しなければならない。

1. 学術集会への参加の場合

- ①本学会年次学術集会への参加は10単位、発表者は5単位、座長・司会を務めたものは3単位加算する（本学会年次学術集会1回で取得できる上限は15単位までとする。）。
 - ②本学会が主催する心理士講習会・生涯教育講座等への参加は5単位、講師または座長・司会を務めた者は2単位加算する。
 - ③国際老年精神医学会（IPA）への参加は10単位、発表者または座長・司会を務めた者は3単位加算する。
 - ④主に高齢者に関する年次学術集会への参加は4単位、また、「老年心理学分野」について発表した者は5単位、座長・司会を務めた者は2単位とする（要抄録の提出）。なお、該当の学会は別に心理士認定委員会の内規で定めるものとする（別添資料1；表B-1）。
 - ⑤主に高齢者に関する国際会議への参加は、別に心理士認定委員会の内規で定めるものとする（別添資料1；表B-2）。
 - ⑥各地の認知症疾患医療センターで開催される研修会（講演会）を本学会と共催する場合に限り、本学会心理士単位取得講座と認定し、1～1.5時間の研修会の場合2単位、1.5時間を超えて3時間未満の場合3単位、3時間以上の場合5単位を付与する。なお、本学会主催の生涯教育講座については、5単位を付与する。
- *参加を証明できるものを提出すること（通し番号のついた参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー等）。なお、同一学会で複数回発表を行っても1回として計算する。

2. 論文発表の場合

- ①本学会機関誌「Psychogeriatrics」の掲載論文〔原著〕および準機関誌「老年精神医学雑誌」の掲載論文〔原著〕については、筆頭者は10単位、共著者については3単位とする。なお、症例報告、調査報告、短報については、筆頭者は5単位、共著者については2単位とする。
- ②老年心理学に関する他誌への掲載論文については、本学会心理士認定委員会の内規で定めるものとする。単位は筆頭者については8単位、共著者については2単位とする。なお、症例報告、調査報告、短報については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする（別添資料1；表C）。

*当該部分の別冊またはコピーを提出すること。

II. 専門心理士認定を受けてから更新までの 5 年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、専門心理士更新の延長を申し出て所定単位を取得後、次回更新受付期間に更新の申請をすることができる。延長期間は 1 年間とし、延長期間中は、日本老年精神医学会認定専門心理士を呼称することはできない。

また、延長期間を経て更新をした場合、次回の単位取得期間は「5 年間－延長期間」となり、その期間に 20 単位を取得しなければならない。

延長期間終了後は、専門心理士更新の申請をすることはできない。

なお、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して期間の延長を申請することができ、延長の可否については心理士認定委員会において審議する。